

様式4の4 (一般競争入札)

抽出事案[物品] 説明書

発注機関名：農林水産部 水産課

物品名	海洋調査船
物品概要	長さ(登録長) 約35m 幅 7.4m 総トン数 180トン 速力(航海速力) 約14ノット 定員 18名
調達理由	水産制度改革に伴い資源管理の強化が必要となる中、京都府漁業の経営安定、漁村の活性化に貢献するため、老朽化が進む海洋調査船「平安丸(平成9年竣工)」に代わる、最新の性能を備えた調査船を建造する。
入札参加資格及びその資格を設定した理由	・国内総トン数180トン以上の鋼製船舶の建造実績を証明することができること →同規模の船舶の建造実績があれば、船体建造及び一般的な設備の溶接技術は基本的に変わらないため ・次の(7)、(イ)いずれかの建造実績を証明できること (7) 国又は地方公共団体の漁業に関する調査、研究、観測又は実習を目的とした鋼製船舶 (イ) 国内総トン数135トン以上の鋼製漁船 →調査船(大小問わず)や大型の漁船には、漏れなくソナ一等の機器が装備されており、これらの建造実績があれば、調査機器を問題なく装備させることができるため
入札参加資格があると認められた業者数(申込業者数)	4者 (4者)
入札参加資格がないと認められた業者数とその理由	該当なし
入札経過(紙入札)	入札公告 令和3年6月1日 資料配付 令和3年6月1日～6月16日 申請受付 令和3年6月1日～6月16日 申請者数4者 確認通知 令和3年6月21日 開札・保留通知 令和3年7月13日 入札者数4者 落札者 新潟造船株式会社 落札金額 1,272,700,000円(税込) 予定価格 1,682,780,000円(税込) 落札率 75.6% 契約日 令和3年10月6日 納入期限 令和4年12月23日(予定)

物品概要説明資料

1 物品概要

- (1) 物品名 海洋調査船
- (2) 納品場所 京都府宮津市
- (3) 物品概要 水産制度改革に伴い資源管理の強化が必要となる中、府漁業の経営安定、漁村の活性化に貢献するため、老朽化が進む海洋調査船「平安丸（平成9年竣工）」に代わる、最新の性能を備えた調査船を建造

現船「平安丸」及び代船の概要

	現 船	代 船（計画）
1 建造年	平成9年（1997年）	令和4年（2022年）
2 総トン数	183トン	180トン型
3 登録長	35.14メートル	約35メートル
4 主機関	1,500馬力	同左
5 新規搭載機器		海底地形探査装置

- (4) 納 期 契約日（令和3年10月6日）～令和4年12月23日（予定）

2 (物品名) の写真



平安丸 (現船)



海洋観測：機器による
水温、塩分等の調査

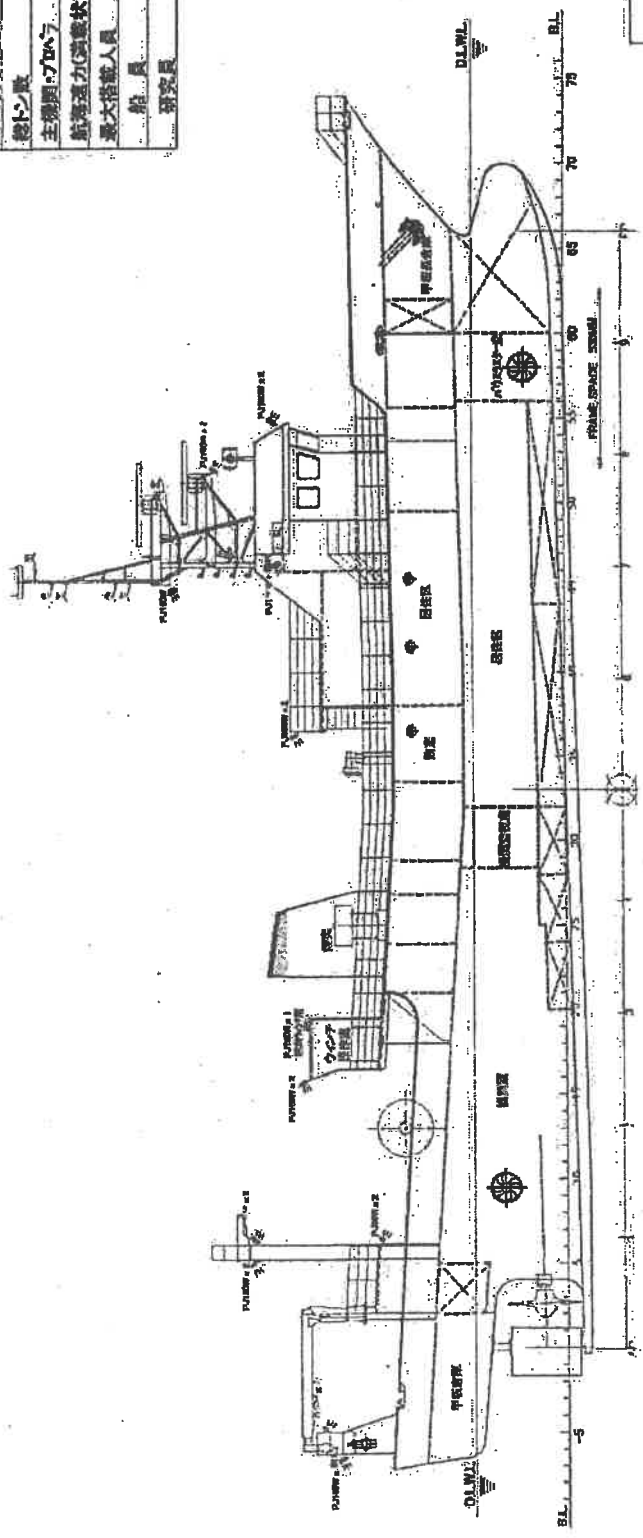


試験操業：底生生物を対象
とした底曳網調査

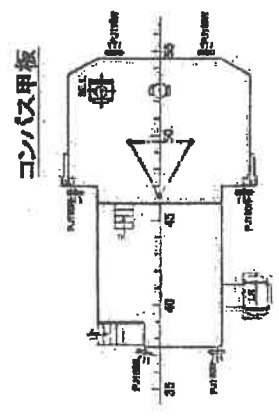
※ 1枚～2枚に収めること。

一般配置図

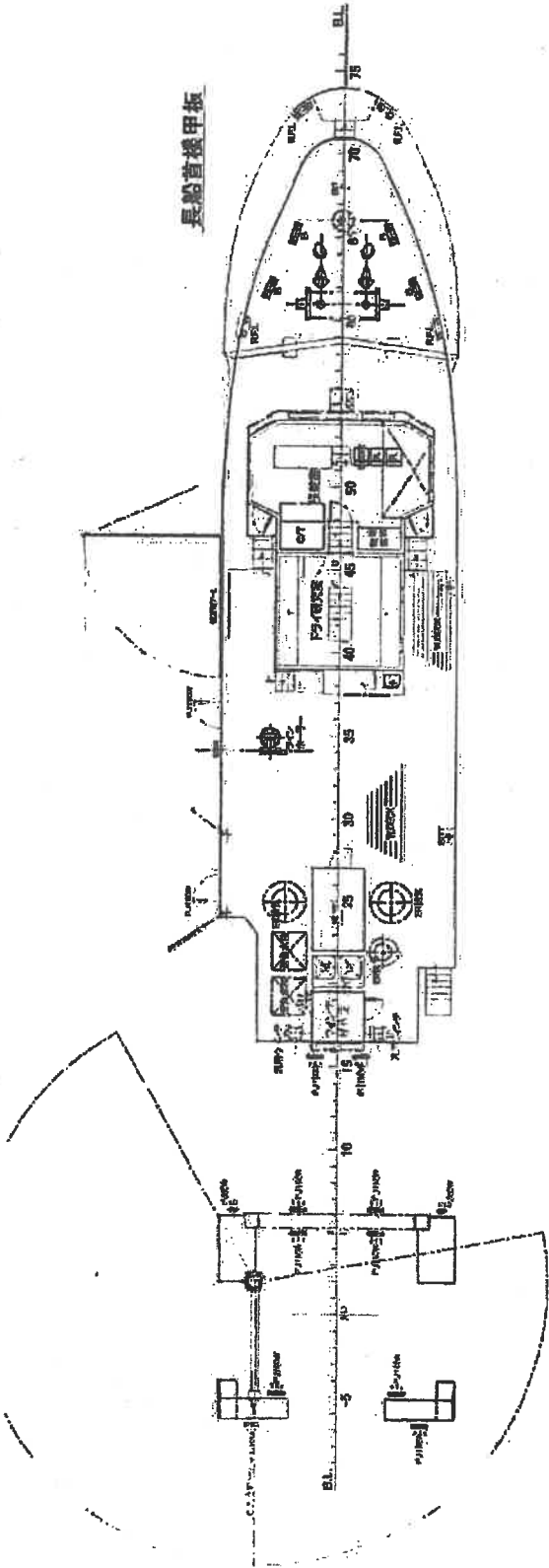
主要項目	
長さ(全長)	約 43.07 m
長さ(登録)	約 35.07 m
長さ(船艙間)	35.00 m
幅(型)	7.40 m
深さ(型)	3.20 m
計画喫水(型)	2.90 m
総トン数	180トン
主機関:70kW	1323kW(1800PS)-C/FPP
航海速度(満載状態・85%負荷)	約 13.0kt
最大搭載人員	計 18名
船員	12名
研究員	6名



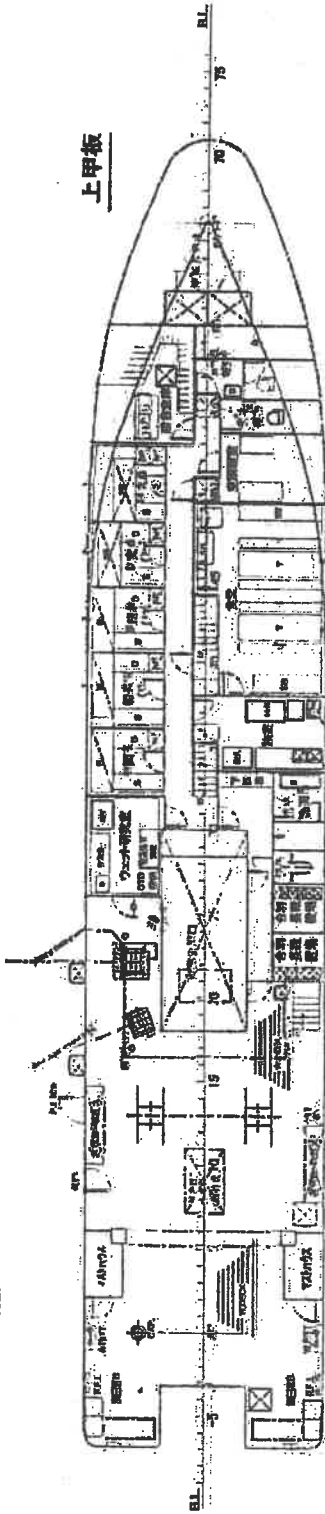
京都府	
海洋調査船	
一般配置図	
縮尺	1/150
図面番号	20692
発行日	2021年 1月



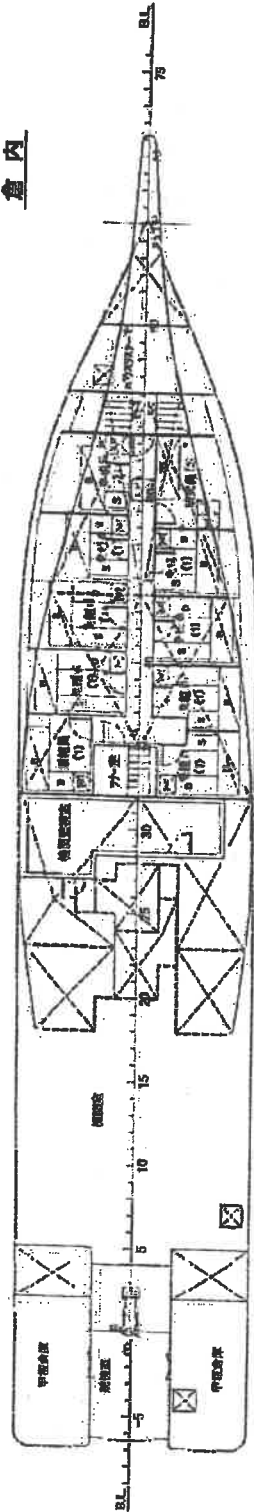
長船首機甲板



上甲板



倉内



入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 3 年 6 月 1 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
京都府海洋調査船建造工事 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり（京都府ホームページに掲載）
- (3) 契約期間
京都府議会の議決を得た日から令和 4 年 12 月 23 日まで
- (4) 納入場所
契約担当者が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部水産課
電話番号（075）414-4992
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和 3 年 6 月 1 日（火）から令和 3 年 6 月 16 日（水）までとする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、京都府農林水産部水産課ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/118/index.html>）からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口配付又は郵送を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに、(1)の場所に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（申請書の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ この入札に係る船舶を建造するために必要な船台を現に有しない者
 - オ 国内総トン数 180 トン以上の鋼製船舶の建造実績を証明することができない者
 - カ 次の(ア)、(イ)いずれもの建造実績を証明することができない者
 - (ア) 国又は地方公共団体の漁業に関する調査、研究、観測又は実習を目的とした鋼製船舶

(イ) 国内総トン数 135 トン以上の鋼製漁船

キ 建造された船舶に関する保守点検、修理、部品供給等について、その体制が十分整備されており、迅速かつ円滑に対応が可能であることが証明できない者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ケ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

4 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

イ 入手方法

2の(2)のイに同じ。

(2) 申請書の提出期限等

ア 提出期限

令和 3 年 6 月 16 日（水）

なお、上記期限以外においても申請書を受け付けるものとするが、審査が間に合わないことがある。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

2の(2)のアの期間内に2の(1)の場所に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で4の(2)のアの提出期限までに必着のこと。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

- エ 営業経歴書及び営業実績調書
 - オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
 - カ 取引使用印鑑届
 - キ 造船設備調書
 - ク 建造実績調書
 - ケ 3の(3)のキからケに該当しないことを証する書類
 - コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (4) 資料等の提出等
申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語
提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。
- (6) その他
申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 5 参加資格を有する者の名簿への登載
3について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府海洋調査船建造工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。
- 6 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。
- 7 参加資格の有効期間
参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和4年3月31日までとする。
- 8 参加資格の承継
- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3の(1)及び(3)の ア、ク及びケに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
 - (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
 - (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。
- 9 参加資格の取消し
- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び3の(3)のアからケまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
 - (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められると

きは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員
の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和3年7月13日(火)午後2時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁2号館4階 農林水産部会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(7) 受領期限

令和3年7月12日(月)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は、認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件

- を特定することができない入札書で入札した者のした入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

1 1 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

1 2 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

1 3 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

1 4 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Fishery test vessel:1set
- (2) Period for the submission of application forms and attached documents for the qualification:
From 9:00 AM on Tuesday, June 1, 2021 to 5:00 PM on Wednesday, June 16, 2021
- (3) The time, date and place for the submission of tender:
2:00 PM on Tuesday, July 13, 2021
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8570, Japan
- (4) Deadline for tender:
2:00 PM on Monday, July 12, 2021
- (5) Contact point for the notice:
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Kyoto Prefectural Government, Fisheries Division

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto
602-8570, Japan
TEL: (075) 414-4992

入札説明書

京都府海洋調査船建造工事に係る入札公告(令和3年6月1日付け京都府公報第212号。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和3年6月1日火曜日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊
- 3 担当組織 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部水産課
電話番号 (075)414-4992
FAX (075)414-4939
- 4 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府海洋調査船建造工事 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「京都府海洋調査船 建造仕様書」のとおり
 - (3) 契約期間 京都府議会の議決を得た日から令和4年12月23日まで
 - (4) 納入場所 契約担当者が指定する場所
- 5 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)(別記第1号様式)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日(申請書の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ この入札に係る船舶を建造するために必要な船台を現に有しない者
 - オ 国内総トン数180トン以上の鋼製船舶の建造実績を証明することができない者
 - カ 次の(ア)、(イ)いずれもの建造実績を証明することができない者
 - (ア) 国又は地方公共団体の漁業に関する調査、研究、観測又は実習を目的とした鋼製船舶
 - (イ) 国内総トン数135トン以上の鋼製漁船
 - キ 建造された船舶に関する保守点検、修理、部品供給等について、その体制が十分整備されており、迅速かつ円滑に対応が可能であることが証明できない者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴

力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ケ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。入札参加資格を有することを確認をした者には一般競争入札参加資格確認通知を行う。

(1) 提出期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月16日(水)までの間
(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 提出方法

ア 持参の場合、提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合、書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(3) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、「令和元・2・3年度物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の大分類「車両・船舶類」-小分類「船舶」に記載されたものについては、アからカまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書(別記第2号様式)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書(別記第3号様式)

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書

カ 取引使用印鑑届(別記第4号様式)

キ 造船設備調書(別記第5号様式)

ク 建造実績調書(別記第6号様式)

ケ 5の(3)のキからケに該当しないことを証する書類

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別記第7号様式)

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

(7) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出

された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本府に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和3年7月1日(木)午後5時まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること)

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

任意の様式による書面を提出場所に持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式に記入し、ファクシミリ(FAX(075)414-4939)で3の場所へ提出すること。郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。質問の提出期限は、確認申請書及び資格確認資料にあっては令和3年6月7日(月)正午まで、設計図書にあっては令和3年6月28日(月)正午までとする。

(2) 回答については、確認資料及び資格確認資料に関する質問にあっては速やかに、また、設計図書に関する質問にあっては、令和3年7月2日(金)に対象業者あてファクシミリにて送付する。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月13日(火)午後2時

イ 場所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第2号館4階 農林水産部会議室

(2) 入札書を郵送する場合の提出期限

ア 日時 令和3年7月12日(月)

イ 提出先 3に同じ

(3) 入札の方法

入札書(別紙様式)は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

ア 入札書を持参する場合

(ア) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名を持って代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。(別紙様式)

(イ) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「京都府海洋調査船建造工事 入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

(ウ) 入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

イ 入札書を郵送する場合

(ア) 郵便の種類は書留郵便とし、提出期限までに必着しなければならない。

(イ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(ウ) 入札書は二重封筒とし、表封筒に「京都府海洋調査船建造工事 入札書在中」と朱書し、中封筒に入札書、資格確認通知書の写しを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、親展とする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000円」とする。誤って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札した者のした入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書を持参するまで又は郵送により入札書が3の提出先に到達するまで、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

10 入札保証金

免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

12 開札

開札は9の(1)に掲げる日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

13 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第 6 号)第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

おって、落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

14 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものと見なす。

なお、郵送により入札を行う者は、入札書とともに再入札書を提出することとし、入札書とは別の中封筒に入れ「再入札書在中」と記載し同封することとする。

おって、郵送による入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が立ち会う場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 契約書作成の要否

要する

17 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

18 契約書の作成

- (1) 落札者の決定後、7 日以内に、入札説明書別添の「建造請負契約書」に基づく仮契約書を作成すること。
- (2) 契約締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。

19 支払条件

(1) 前払金

各年度の出来高予定額の 3 割以内の金額を前払いする。

(2) 部分払

各年度の出来高予定額が 100 万円以上 1,000 万円未満の場合は 1 回、1,000 万円以上 3,000 万円未満の場合は 2 回、3,000 万円以上の場合は 3 回を限度として部分払いする。

(3) 精算払

20 その他

- (1) この入札説明書に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 開札後、仮契約を締結するまでに本府の指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (5) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

入札 ~~(見積)~~ 結果報告書

番号						
業務名	京都府海洋調査船建造工事					
業務場所	契約担当者が指定する場所					
予定価格	1,682,780,000円	最低制限価格	/	円 着工	京都府議会の議決を得た日から 令和4年12月23日	
入札書比較金額	1,529,800,000円	入札書比較金額	/	円 完成		
<p>上記の業務について、下記のとおり入札 (見積) を執行しましたので、その結果を報告します。</p> <p style="margin-left: 20px;">令和3年7月13日</p> <p style="margin-left: 20px;">農林水産部長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">入札執行者 水産課長 粟屋 克彦</p>						
入札場所	京都府農林水産部会議室	日時	令和3年7月13日 午後2時00分			
入札者 氏名 見積者	第1回 (入札・見積)			第2回 (入札・見積)		摘要
	順位	金額		順位	金額	
株式会社らい造船 (宮城県気仙沼市)	4	1	626 000 000			
株式会社 三保造船所 (静岡県静岡市)	3	1	600 000 000			
新潟造船 株式会社 (新潟県新潟市)	1	1	157 000 000			落札
鈴木造船 株式会社 (三重県四日市市)	2	1	345 000 000			

税込額 (円)

1,788,600,000

1,760,000,000

1,272,700,000

1,479,500,000

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計上の落札金額である。